

助成金のご案内

子育て世代を雇用する事業者に、育休関連のご案内です！

男性社員にも育休取得により助成制度があるのをご存知ですか。女性の育児休暇取得や職場復帰の助成制度、男性の育児休業取得に関する助成金をご案内します。

子育て世代を多く雇用する事業主の方、必見です！！

女性

両立支援等助成金(育児休業支援コース)

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を連続3か月以上取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

【支給例】

- ・ A 休業取得時：
助成金：28.5万円<生産性要件を満たした場合 36万円>
 - ・ B 職場復帰時：
助成金：28.5万円<生産性要件を満たした場合 36万円>
 - ・ C 業務代替支援 育児休業取得者の業務を代替する労働者代替要因を確保し、原職復帰させた場合
代替要員新規雇用した場合：47.5万円<生産性要件を満たした場合 60万円>
周囲の社員で仕事をカバーした場合：10万円<生産性要件を満たした場合 12万円>
 - ・ D 職場復帰後支援
仕事と育児の両立を支援する制度を導入した場合：28.5万円<生産性要件を満たした場合 36万円>
- 要件を満たし、制度を導入していくと、A+B+C+Dも可能となります。

但し、育児復帰支援プランを作成し、3か月以上の育休取得や原職への復帰、6か月以上の継続雇用、制度導入を行うなどの要件をクリアする必要があります。

男性

両立支援等助成金(子育てパパ支援助成金)

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

【支給例】

- ・ A 第1種：男性が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を連続5日以上取得した場合：
助成金：20万円(1事業主1回)
代替要員加算：20万円(3人以上の場合80万円)
- ・ B 第2種：上記第1種を受給した事業主で、男性の育児休業取得率が30%以上上昇した場合
1年以内上昇60万円<75万円>、2年以内上昇40万円<65万円>、3年以内上昇60万円<75万円>
<>内は生産性要件を満たした場合

育児・介護休業法に規定する複数の雇用環境整備の措置を複数実施するなど、それぞれ定められた要件をクリアする必要があります。

男性
女性

働くパパママ育休取得応援奨励金(東京都のみ)

従業員の育児休業取得を推進する都内企業等を支援する奨励金です。

【支給例】

・働くパパコース：

育児休業を取得しやすい職場環境を整備し、男性従業員に育児休業を15日以上取得させた都内の事業主が対象

育児休業15日取得 25万円支給

15日取得以降15日ごとに25万円加算(上限300万円)

・働くママコース：

就業継続しやすい職場環境を整備し、女性従業員に1年以上育児休業を取得させた都内の事業主が対象

125万円支給

助成金受給資格診断 事前に受給可能かチェック！

雇用保険適用事業所であれば規模や法人・個人事業主問いません。
以下に当てはまるものが無ければ助成金を受けられます。

- 同じ助成金を申請している。(キャリアアップ助成金 正社員化コース除く)
- 雇用保険に加入していない。
- 労働保険料を滞納している。
- 社会保険に加入していない。(適用事業所の場合)
- 過去半年以内に会社都合での退職者がいる。
- 半年以内に解雇予定の従業員がいる。
- 過去1年以内に労働関係法令の違反を行ったことがある。
- 過去に助成金の不正受給をしたことがある。
- 性風俗関連事業、接待を伴う飲食等営業を行う事業主である。
- 暴力団関係事業所である。
- 支給申請日、支給決定日までに倒産している。

助成金申請に必要なもの(ご準備いただくもの)

- ①雇用契約書 ②賃金台帳 ③勤務表(タイムカード等) ④就業規則

*①~④がない場合、作成及び作成のお手伝いも可能です。

具体的に説明を聞きたいとなどご要望がありましたら

⇒後日 **提携社会保険労務士**からご説明いたします。



お申込みは、QRコードからご連絡ください！！ →→